

船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申込み)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、会議開催日当日の会議開始時刻の30分前から10分前までに、傍聴を希望する会議の開催場所に来場し、傍聴を申し込むものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は、5人とする。ただし、船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要であると認めたときは、この限りではない。

(傍聴者の決定)

第4条 傍聴者の決定は、原則として先着順で行うものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者の他、委員長が特に傍聴することを不適當と認める者

(傍聴者の遵守事項等)

第6条 次に掲げる傍聴者の遵守事項を記載した書面を傍聴者に配布し、当該遵守事項を傍聴者に周知するものとする。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 静粛に傍聴すること。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (4) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (5) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
- (7) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。

(8) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、委員長の指示に従い、速やかに退場すること。

(9) 事前に委員長の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(10) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

2 委員長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席を命じることができる。

(補則)

第7条 この要領に規定するものの他、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。